

# 社会保険労務士からの三方一両得だより

令和2年11月20日 第134号

## 大谷のパン屋さんに行ってきました

最近グイグイ成長しているパン屋さんが宇都宮市の大谷にあるとの話が耳に入りましたので、さっそく行ってきました。その名は「THE STANDARD BAKERS」。東京駅構内や宇都宮駅ビルも含めて既に6店舗あるのですね、全く知りませんでした。

店舗は古い建物をリノベーションしたおしゃれな外観で、カフェの一部にパン販売スペースがあるような作りでした。ホームページを見るとモーニングセットが美味しそうです。ホットサンド



のセットとフレンチトーストのセットと2種類あり、妻と一緒にしたので両方いただきました。どちらも非常においしかったです。そして激安。

内部は天井の高い作りで開放感があり、窓も大きく気持ちの良い空間です。近所に住んでいたら、週末は頻繁に通っていたかもしれません。そのくらい気に入りました。

天気良かったので、青空に映えます。

パンはバケットなど硬めのものが主力のようです。ピザを食べに行っても耳の方が好きな、硬めパン好きの私としては非常に嬉しいお店です。テンション上がってクロワッサンも買ってしまいましたが、どれもおいしかったです。微妙に遠い場所にしかお店がなくて、痩せなければならない私にとっては、嬉しいような悲しいような複雑な思いです。



飲み物込みで550円。信じられません。



きれいに整った株もありました。

### 我が家の畑

秋晴れが続いたあとに、サツマイモの収穫をしました。量が多くて一気というわけにはいきませんでした。なんとか二日で終わりました。(自転車で家まで運ばなければならず大変なものです。)

今年例年よりも葉っぱの茂り方が少なめだったのですが、収穫量は最大でした。どんな品種の苗を植えたかすつかり忘れていましたが、ホクホク系だったようです。まるで栗のような味わいで、おいしく頂いています。

大根も順調に成長しています。

**来年4月1日施行！**

## **同一労働同一賃金の取組みと対応の進み 具合について**

昨年度から大企業と派遣労働者に適用されていた同一労働同一賃金の規定が、来年4月1日からは中小企業にも適用となります。規模や会社組織の種類、個人事業かを問わず、いわゆる正社員と非正規社員(有期雇用労働者、パートタイマー、派遣労働者)両方を雇っている会社すべてに対応する必要があります。

同一労働同一賃金の規定では両者の間の不合理な待遇差の解消を目指し、基本給や手当、福利厚生や賞与などあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

また、非正規社員から求めがあった場合に、正社員との待遇差の内容や理由などについて、事業主が説明すること、また説明を求めたことを理由に不利益取扱いをしないことが義務付けられます。

今年はコロナウィルスへの対応が優先され、また具体的に求められる対応のレベルは、厚生労働省からも明確には提示されていませんでした。そのためほとんどの中小企業では準備はあまり進んでいないのが実情です。

改めて現状を確認してみましょう。11月6日の閣議に提出された情報です。

待遇の違いについて、「業務の内容等が同じ正社員と比較して納得できない」と回答したパートタイマー・有期雇用労働者の割合は、「賞与」37.0%、「定期的な昇給」26.6%、「退職金」23.3%、「人事評価・考課」12.7%となっています。一方、取組みの実施率は、「業務内容の明確化」35.2%、「給与体系の見直し」34.0%、「諸手当の見直し」31.3%、「福利厚生制度の見直し」21.2%、「人事評価の一本化等」17.7%となっています。



また、企業が課題と感じていることは、「費用がかさむ」30.4%、「取り組むべき内容が不明確」19.5%、「社内慣行や風習を変える事が難しい」18.7%、「効果的な対応策がない、分からない」16.5%、「業務の柔軟な調整」16.1%となっています。

最近、同一労働同一賃金に関する裁判の判決が立て続きに出されました。結果はケースバイケースとなりましたが、ある程度の目安にはなります。春まで残り4か月。早めに動かないと間に合わなくなります。ご注意を。